

平成 26 年 10 月 28 日

独占禁止法審査手続についての懇談会
座長 宇賀克也 殿

同懇談会委員 及川 勝

調査段階における事業者の防御（指針等への記載事項）について

課徴金減免制度の導入以来、事業者、特に経営資源に乏しい中小企業・小規模事業者から、公正取引委員会による行政調査について、審査手続の透明性と予見可能性のある公正な競争法の執行・運用を求める意見が寄せられており、指針等（マニュアル・ガイドライン等を指す。以下同様）に具体的にどのように記載されるのかについて更に明示されることを強く求めるものです。

つきましては、これまでの議論を踏まえ、指針等への記載すべき事項及び更に指針等に記載されるべき事項として下記の意見を提出いたします。

記

1. 立入検査について

(1) 指針等に記載すべき事項（これまでの議論を踏まえたもの）

- ・公正取引委員会が事業者に対して、間接強制であることの意味を明示すること。
- ・事業者は立入検査に当たって弁護士の立会いが認められること、及び、弁護士が到着するまでの間、適宜弁護士に電話等で相談できること（ただし、立ち会うまで、立入検査を拒めるものではないこと）を明示すること。
- ・公正取引委員会が事業者に対して、事業者が資料の廃棄・隠匿等の調査妨害を行った場合には、罰則の適用があり得ることを明示すること。
- ・立会検査当日に物理的に可能な範囲での資料の謄写ができることを明示すること。
- ・立会検査翌日以降は公正取引委員会での資料の謄写ができることを明示すること。

(2) 要望事項（さらに指針等に記載されるべき事項）

- ・公正取引委員会での資料の謄写が容易になるように、公正取引委員会に資料謄写用のコピー機を常設（有料）することを明示すること。

2. 物件提出命令についての要望事項（さらに指針等に記載されるべき事項）

- ・弁護士からの意見書のうち事実関係を除く、弁護士からの法的評価・法的意見については、事業者と弁護士との通信に関する職業上の秘密、防御権等を根拠として保護されるとの意見が大勢であったことから、留置の必要性を慎重に判断すること。

3. 任意の供述聴取について

(1) 指針等に記載すべき事項（これまでの議論を踏まえたもの）

- ・公正取引委員会が事業者に対して任意の聴取であることを明示すること。
- ・事業者が弁護士の同席や録音を希望したことを理由として、公正取引委員会が供述聴取を実施しないこととした場合には、審尋へ移行する可能性があることを明示すること。
- ・供述人が供述調書の訂正の申立てを行った場合、公正取引委員会はその旨を記録に残すことを明示すること。
- ・公正取引委員会が調書の訂正の申立てに応じない等の事情がある場合、事業者が不服申立てを行うことができることを明示すること。
- ・1時間半～2時間おきを目処に休憩時間を確保することを明示すること。
- ・休憩時間中は、供述人は弁護士へ相談することができることを明示すること。

(2) 要望事項（さらに指針等に記載されるべき事項）

- ・事業者は、公正取引委員会の円滑な調査を妨げない範囲に限り、従業員への聴取に関する録音、及び休憩時間までの記憶喚起のための最低限のメモの録取ができることを明示すること。
- ・事業者が弁護士立会いを希望した場合、公正取引委員会は、円滑な調査を妨げないと判断した場合に限り、現行法制上、立会いは認められることを明示すること。
- ・公正取引委員会が事業者から出された条件に沿った聴取方法を採用できないと判断する場合には、出頭命令を発した上で審尋によらなければならないことを明示すること。

4. 審尋について

(1) 指針等に記載すべき事項（これまでの議論を踏まえたもの）

- ・公正取引委員会が事業者に対して、罰金がかかる間接強制の審尋であることを明示すること。
- ・公正取引委員会が事業者に対して、事業者が審尋において虚偽陳述等を行う場合には罰則の適用があり得ることを明示すること。
- ・供述人が審尋調書の訂正の申立てを行った場合、公正取引委員会はその旨を記録に残すことを明示すること。
- ・公正取引委員会が調書の訂正の申立てに応じない等の事情がある場合、事業者が不服申立てを行うことができることを明示すること。
- ・1時間半～2時間おきを目処に休憩時間を確保することを明示すること。
- ・休憩時間中は、供述人は弁護士へ相談することができることを明示すること。

(2) 要望事項（さらに指針等に記載されるべき事項）

- ・事業者は、聴取に関する録音ができることを明示すること。
- ・事業者は、聴取に関するメモの録取ができることを明示すること。
- ・事業者が弁護士立会いを希望した場合、これを認めることを明示すること。

以上